

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月28日の本会議において、付託されました案件について、12月2日、委員6名出席のもと、委員会を開催しました。

当局に、関係職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果を、ご報告いたします。

付託されました案件は、条例制定2件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第103号 上野原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により新たに導入される会計年度任用職員に対して支給する給料、報酬、手当、費用弁償について定めるとともに、法律改正に伴う引用箇所の変更及び特別職非常勤職員等の任用の整理のため、既存条例の一部改正を行うものです。

委員からの、特別職非常勤職員の新旧対象表で、旧表に載っているが新表に該当がないものはどのような扱いになるのか、という質問については、今まで特別職非常勤として任用していたが、今後は出来なくなる職種について、今回整理を行っており、例えば事務嘱託員等については、現行特別職であるが、地方公務員法の身分を持たない、有償ボランティアに移行になる、等の説明がありました。

また、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員は具体的にはどういった方達が該当になるのか、という質問については、フルタイム会計年度任用職員は、正規職員と同様の勤務時間の方で、市立小・中学校の補助教員の中でも担任を受け持っている職員の方が想定され、パートタイム会計年度任用職員は、出張所の職員や市民課窓口で働いている方で、勤務時間については、職員の個々の状況によって、柔軟に対応できるとのことです。

次に、「議案第106号 上野原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、違反対象物に係る公表制度の実施に伴い、防火対象物の消防用設備等の状況を公表できるものとするため、条例の一部を改正するものです。

委員からの、上野原市内に、公表の対象となる建物がどのくらいあるのか、また、「立入検査結果の通知から一定期間を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合」とあるが、一定の期間とはどのくらいか、という質問については、対象の建物は170件で、公表の対象となる違反が認められる場合は、通知から公表までの期間は30日とする、との説明がありました。

以上、当局提出の2案件について採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。